

四日市市企業ボランティア実施要領

令和 8 年 4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この要領は、地域に根差す企業が地域貢献を果たすとともに企業イメージの向上を図ることを目的として、地域の公園、緑地、街路樹及び植栽帯を美しく快適にするよう市と企業が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するための必要な条項を定めるものである。

（対象とする施設）

第 2 条 この要領において対象とする施設は、四日市市公開型 GIS におけるマップ名「企業ボランティア募集情報」において「公園」、「緑地」、「街路樹（植栽帯含む）」の凡例で示す範囲とする。

(<https://www2.wagmap.jp/yokkaichi/Map?mid=9&mpx=136.6244449849551&mpy=34.96512583974239&mps=2500&mtp=dm&gprj=3>)

（実施する内容）

第 3 条 企業ボランティアにおいて実施する内容は、前条に示す対象施設の維持管理活動とする。

2 維持管理活動とは、除草、低中木の剪定、ゴミ収集等の清掃、胴吹き及びひこばえの除去を主とし、公園施設及び道路施設の加工及び改築は含めない。

（実施方法）

第 4 条 対象施設の維持管理活動を行おうとする企業は、維持管理活動申出書（様式 1）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、維持管理活動を承諾した際は、維持管理活動承諾書（様式 2）にて企業に通知するものとする。

3 申し出ることのできる企業は、営利を目的に計画を立てて経済活動を行う経済の団体、組織、個人事業主と言った社会通念上の企業を指す。ただし、四日市市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者はこの限りではない。

- 4 維持管理活動予定期間は、連続した1年間以上とする。
- 5 維持管理活動によって生じたゴミについては、分別を行ったうえで収集あるいは集積まで企業により行うこととし、回収、処分について企業より申し出があった際は、市長が行うこととする。
- 6 ゴミの分別にあたっては、本市の定める「ごみガイドブック」に基づき適正に行うこととする。
- 7 維持管理活動を行うにあたり必要となる用具については、必要数、品目を企業ボランティア消耗品申請書（様式3）により市長に申請するものとする。
- 8 維持管理活動を行う際の安全管理は企業にて行い、維持管理活動によって生じた事故、損害等については企業の責任において対応するものとする。

（ボランティアに関するインセンティブ）

第5条 次の各号に示す一定の規模以上の対象施設における維持管理活動を行う企業は、その証として自社が維持管理活動を行う対象施設への看板の設置を市長に求めることができる。

- (1) 100㎡以上の公園又は緑地
 - (2) 5箇所以上の街路樹柵
 - (3) 10㎡以上の植栽帯
- 2 看板の設置について、街路樹柵及び植栽帯については両施設あわせて1枚、公園については各施設に1枚、緑地については各施設に1枚を上限とする。
 - 3 看板の設置を求める企業は、看板に掲げる内容について、看板設置申請書（様式1添付資料）により維持管理活動申出書（様式1）とあわせて市長に提出するものとし、提出により知的財産権等の一切の権利を市長に譲渡したものとする。
 - 4 市長は、前項により受理した権利を第1項に定める看板の作成以外の用途に用いてはならない。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項は、公園緑政課と協議すること。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。